

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進に係る所要の税制上の措置	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li style="padding-left: 20px;">JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等を推進するための所要の税制上の措置を講ずる。</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul>	
関係条文	[ ]	
減収見込額	(初年度)      —      (    —    )      (平年度)      —      (    —    )      (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>JR北海道、四国、九州及び貨物会社については、国鉄改革から25年目を迎えるにも関わらず、低金利の長期化による経営安定基金の運用益の減少、高速道路網の発達、人口減による輸送需要の減少等により厳しい経営状況にあり、今なお、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。</p> <p>一方、高齢化社会及び地球環境問題への対応並びに地域経済の活性化を図るために必要な全国鉄道網を維持・再生させることが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、基幹的な鉄道会社であるJR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進が必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等を推進するためには、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの各種支援を行うとともに、税制上所要の措置を講ずることが必要不可欠である。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		29—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全          施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う          政策目標 8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上          施策目標 29 鉄道網を充実・活性化させる          施策目標 30 地域公共交通の維持・活性化を図る</p>
	政策の達成目標	J R北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	J R北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等
	政策目標の達成状況	<p>J R北海道、四国、九州及び貨物会社については、国鉄改革から25年目を迎えるにも関わらず、低金利の長期化による経営安定基金の運用益の減少、高速道路網の発達、人口減による輸送需要の減少等により厳しい経営状況にあり、今なお、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。</p> <p>一方、高齢化社会及び地球環境問題への対応並びに地域経済の活性化を図るために必要な全国鉄道網を維持・再生させることが喫緊の課題となっている。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	J R北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進に係る所要の税制上の措置 (国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	J R北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進に係る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの各種支援
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	J R北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進のためには、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの各種支援と合わせて、税制上所要の措置を講ずることが必要不可欠である。
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	